

当日配布資料

講義要項「グローバリゼーションと法」 法学政治学研究科教授 石黒一憲

\*

\*

本来、「弱きを助け、強きを挫（くじ）く」のが法律学のはず、である。だが、昨今のグローバリゼーション（\*）の進展の中で、“ある種の逆転現象”が生じている。「強き者はどこまでも強く、弱き者は切り捨てられる」ということである（\*\*）。しかも、この逆転現象が、国内・全世界ともに生じている。その指導原理は、単純な「市場原理万能主義」である（\*\*\*）。

- \* 「〇〇のグローバル化」の「〇〇」を隠す（？）「グローバリゼーション」という「言葉」の危険性！---- 要は、「単一の価値尺度」で全てを割り切ろうとすること？
- \*\* 例：「利息制限法」に関する最高裁判決 vs. 貸金業法：「市場原理」に「弱者保護」が押し切られた最初の例は「貸金業法制定」？---- 最近の最高裁の挑戦！（だが、借地借家、労働者の基本的権利、等々は？）
- \*\*\* 一般の「法と経済学」（「法の経済分析」）と私の視角（“Law vs. Economics”）

この現象は、旧共産圏諸国の体制崩壊によって、一気に加速した。旧ソ連の解体とともに、とくに英米の会計事務所（\*）等の強い影響による「改革」の波が、東ヨーロッパの旧共産圏諸国に押し寄せた。だが、その波は、かえってそれら諸国の社会経済を大混乱に陥れた。

- \* 「市場のパフォーマンス」を計測するのは、いつも彼ら。だが、「会計」は、「英米型グローバル寡占」の「先兵」！！---- その意味するところは、金融もテレコムも航空運輸も、何もかも「会計」に続いて「グローバル寡占」の道へ？ ---- WTO・OECD の「更なる自由化」路線の本当の意味とは？ ---- 米・EU の「世界覇権」争い（「パイ」の奪い合い）？ ---- 後述。

そう嘆くのは、後にノーベル経済学賞を受賞したジョセフ・スティグリッツ教授である。同教授は、既に 1994 年の著書において、東ヨーロッパ諸国の惨状を嘆き、市場原理万能ではない、一層人間的な、暖かい社会経済のあり方を目指すべきだと、強く主張していた。あいついでノーベル経済学賞を受賞していたアマルティア・セン教授も、この点では同様であり、経済学（近代経済学）の特権は、「貧困問題との対決」だとして、同様に市場原理万能主義を批判している（\*）。

- \* 近代経済学には、二つの流派があること：「新古典派」とそれ以外（後者は、「倫理」・「哲学」との接点を模索）。「配分」（資源配分の効率性）と「分配」（所得再分配）との区別。殆ど「配分」に議論が尽きている前者？

だが、現実の我々の世界は、こうした二人のノーベル経済学賞受賞者の目指す方向とは、明らかに別の方向を、いまだに従来の“惰性”で目指して来ている。それが、冒頭で示した“逆転現象”の、原因でもある（日本の「構造改革」の模範とされたニュージーランドの“惨状”（\*）にも、この点で注意すべきである！）。

- \* 「ニュージーランド＝日本」の 97 年橋本政権下での日本の「規制緩和・行革の嵐」。84 年からの NZ 改革 ---- 94 年の「成長率」のみが「構造改革」の成果として世界に喧伝。だが、その惨状は？ ---- 今の日本と似ていないか？

しかも、問題は、日本国内・全世界規模の各種の「改革」に、実は共通したものとなってい

る。例えば、1997年からの「アジア経済危機」、とくに「タイの金融危機」について、スティグリッツ教授は、タイには危機防止のためのそれなりの「規制」があったが、「規制緩和」（海外からの参入の自由化！）を求める「声」に押し切られ、それが「緩和」されて、その結果「危機」が生じた、と指摘している（\*）。

\* 日本政府のおぞましい対アジア通商政策とは？ ---- 97年の米国の政策：全て規制緩和すればよい、とは言っていなかった！ ---- なのに、日本は？

1995年設立のWTO（世界貿易機関）における「貿易・投資の更なる自由化」路線は、貿易（や投資）の自由度を高めれば世界はバラ色になるとの、単純な前提（\*）で、動いて来ている。「規制緩和」イコール「善」との前提、である。だが、そのWTO諸協定の中にも、よく見るとまったく逆の方向性を示す協定がある。TRIPS協定（知的財産権の貿易的諸側面に関する協定）である（\*\*）。知的財産権の保護強化を各国国内法の「規制強化」で実現しようとするのである。

\* そんな「経済理論」があるのか？

\*\* いわゆる「医薬品アクセス問題」と「日本の対応」。「中曽根・レーガン」時代以来の「日本の選択」？：正統派経済理論では、一体どう言われていたのか？

どうして、このような矛盾するベクトルがWTOの中に示されているのか。そこに「覇権国家アメリカの思惑」という要素をインプットすると、すべてがうまく説明できる。まず、各国の規制を緩和させ、かつ、アメリカの巨大企業の各国への（更なる）参入にとって邪魔な存在たるそれら諸国の主要企業を、非対称的に押さえつけるということ（\*）が、実は、WTOの中に深く埋め込まれている。しかも、アメリカの強い金融・テレコム等のサービス産業において、この点が最も顕著である。他方、アメリカは知的財産権の一層の保護強化によって、自国への一層の「富の分配」を期待できると考えている。TRIPS協定の前記の構造も、こう考えると説明できる。

\* 「市場アクセス（MA）」概念の戦略性！ ---- 例：NTTや日本の電力会社を押さえつけて、外国からの日本市場への参入の実を挙げる。「エンロン」社の対日「電力」参入時に、一体何が言われていたのか。（「金融工学」？）

EUや日本は、「バスに乗り遅れまい」ということで、このアメリカ主導の流れに追随してきた面が強い。日本国内の、とくに1997年に吹き荒れた「規制緩和・行革の嵐」や、その後の一連の「国内改革（構造改革）」の指導原理も同じであり、日本政府は、国内構造改革の一層の進展のためにWTOの「更なる自由化」をプッシュする、とまで言っている。

当のWTO側は、加盟国の大半を占める途上国の「疎外化」（落ちこぼれ？）は問題けれども、問題の大半は「更なる自由化」で解決できる「はずである」、などとしている（\*）。この流れは、どう考えても「持続可能（サステイナブル）」ではない（同じことは、日本国内の「大都市部」と、[日本の国土の7割の“中山間地域”を中心とする]「過疎地域」との関係にも、そのままあてはまる！）。

\* そんな「経済理論」があるのか？

他方、先進国のクラブ的存在たるOECD（経済協力開発機構）では、1998年まで、同様の「強者（企業側）の論理」から、「多数国間投資協定（MAI）」作成作業がなされて来た（\*）。「投資の自由化」を徹底するためである。各国の消費者保護・環境保護等の「規制」も、海外から投資をする企業側の「コスト」となるからということで禁止される、等のひどい内容のものであり、フランス等のヨーロッパ諸国のボイコットで、作業は正当に挫折した。その背景には、社会全体を守ることに重点を置く「欧州市民社会」の伝統があった（\*\*）。

\* 97年・98年ドラフトのおぞましき。「アジア経済危機」の最中なのに！（「昇り竜」としてのアジア諸国をも「条約」の形で縛ろうとしたMAI）。

\*\* 日本政府のスタンスは？

OECDでは、多国籍企業の進出先の国での横暴(内政干渉や人権侵害、等)という、1970年代以来の実際の事件等の反省の下に、「多国籍企業ガイドライン」が作られていた。多国籍企業の横暴に歯止めをかけるべく、先進国側で監視するためのものだった。だが、そちらの方は、みごとに“骨抜き”にされてしまった(\*)。

\* その後、CSR(企業の社会的責任)などという標語がもてはやされるに至る。従来は「ガイドライン」にせよ、先進諸国一致の、明確なポリシーが示されていたのに！

WTO・OECDにおけるこうした流れからは、「企業の論理が国家を縛る」というおぞましい構図が、鮮明なものとして浮かび上がる。「企業の論理」とは「市場原理万能主義」でもある。それとの“せめぎあい”が、今も続いているのである。

その“現実”を深く知り、そこで得られる「基本的視座」をしっかりと維持した上で、ほかならぬ「日本国内」で進行中のもろもろの「改革」をも、“主体的”に、どこまでもその“意識”を持続させて、見詰め直して欲しい。こうした「流れ」に身を委ねるだけで、本当によいのか、かくて、問われるべきことになる。

\*

\*

「講師紹介」:

氏名: 石黒一憲 (いしぐろかずのり)

専門分野: 国際私法・国際経済法

ホームページ: なし (自らを情報弱者の立場に置くべく、eメールも拒絶!)

最近の主な研究テーマ: テレコム・インターネット・電子商取引の法的・技術論的研究、国際課税・国際航空運輸の研究、WTO・OECDの活動に関する批判的研究、等

最近の主な著書: 世界貿易体制の法と経済(慈学社・近刊)、  
電子社会の法と経済(岩波書店)  
国境を越える知的財産(信山社)  
IT戦略の法と技術(信山社)  
法と経済(岩波書店)

今回のテーマに関する自己紹介:

法学部・公共政策大学院の合併で毎年冬学期に、まさに「グローバルイゼイションと法」と題した講義を行っている(副題は、「情報通信・知的財産権への国際的視点」)。学生達に、今の内外の社会経済のあり方を、体系的・個別分野別に鋭く問う、徹底した現状批判の講義である。

今回のテーマを深めたい人のための参考文献:

経済産業省(産業構造審議会レポート)・2007年版不正貿易報告書(近刊。同省ホームページで全文入手可能)、  
スーザン・ジョージ著(杉村昌昭訳)・WTO徹底批判!(作品社)。